

貸渡し約款

第1章 総則

第1条 (約款の適用)

1. 株式会社アメリカンゴルフ(以下「当社」という)は、この約款(以下「約款」という)及び細則の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人(以下「会員」という。)に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が優先するものとします。

第2章 会員

第2条 (会員)

1. 会員とは、この約款に基づいて入会申込手続きを行い、当社がこれを承認した者をいいます。
2. 会員は、当社が入会を承認した時点で、この約款の内容を承諾しているものとみなします。
3. 会員は、レンタカーの利用状況等を含めたデータを、当社が事業性等の評価を行う為に使用することに同意しているとみなします。但し、個人情報に関わることは一切公表することはありません。

第3条 (入会の承認)

1. 当社は、別途定める方法にて入会申込を受け付け、必要な審査・手続き等を行います。
2. 当社は、レンタカーに関する基本通達(自旅第138号平成7年6月13日)2(6)に基づき貸渡簿(貸渡原票)に運転者の氏名・住所・運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載する義務があるため、入会申込の際に会員に対し運転免許証の提示を求めます。但し、当社は会員の個人情報に関わることは一切公表することはありません。

第4条 (入会の不承認)

1. 当社は、審査の結果、入会申込者が以下のいずれかに該当することがわかった場合、その者の入会を承認しないことがあります。
 - (1)レンタカーの運転に必要な運転免許証を有していないとき。
 - (2)入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあったとき。
 - (3)入会申込の際に決済手段として当該入会申込者が届けたクレジットカードがクレジット会社、及び収納代行業者により無効扱いとされているとき。又は、当社が承認したクレジット会社のものでないとき。
 - (4)当社が会員として不適格と判断したとき。

第5条 (会員数)

1. 当社はレンタカーの台数上、会員数が十分な人数に達したと判断した場合には、予告なく募集を締め切る場合があります。

第6条 (会員カード)

1. 当社は会員に対して、レンタカーの運転に必要な会員カードを貸与します。尚、会員カードの交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当社の請求に従いこれを当社に支払うものとします。

第7条 (会員カードの管理義務)

1. 会員は、当社から貸与を受けた会員カードを善良なる管理者の注意をもって、使用・保管するものとします。尚、会員カード再交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当社の請求に従いこれを当社に支払うものとします。
2. 会員は、会員カードを第三者に使用させることはできません。
3. 会員カードの複製は、これを禁止します。

第8条 (会員カードの紛失・盗難等)

1. 会員カードの紛失、盗難、滅失又は毀損の場合、会員は、速やかにその旨を当社へ届け出るものとします。
2. 前項の場合、不可抗力の場合も含め、会員は、会員カードの再交付に要する費用相当額として別に定める金額を、当社の請求に従いこれを当社に支払うものとします。

第9条 (退会手続)

1. 会員が退会する場合には、当社へ届け出るとともに、会員カードを当社へ返却するものとします。また、当該時点において発生している利用料その他の債務は第3章に基づきなされるものとします。

第10条 (当社による会員資格の取消)

1. 前条第1項の他、会員が次のいずれかに該当するときには、当社は当該会員に事前に何らの通知又は催告することなく、会員資格を取り消すとともに会員カードの返却を請求することができるものとします。
 - (1)第4条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
 - (2)利用料その他の債務の履行を遅滞し、又は支払を拒否したとき。
 - (3)クレジットカード会社により会員の指定したクレジットカードや支払口座の利用が停止させられたとき。
 - (4)会員に対する破産の申立があったとき、または、会員が支払停止状態になったとき。
 - (5)第26条3項に違反して、滅失、毀損の届出をしなかったとき。
 - (6)当社指定の収納代行業者より引き落としが2ヶ月間出来なかったとき。
2. 前条第1項及び同条第1項各号により会員資格を取り消された者は期限の利益を喪失し、当該時点で発生している利用料その他の債務等当社に対して負担する債務の一切を一括して弁済するものとします。

第3章 貸渡契約

第11条 (予約)

1. 会員は、レンタカーを借りるに当たって、この約款及び別に定める料金表に同意のうえ、別に定める方法により電話か直接来店の上で、あらかじめ開始日時、返却日時、所定のレンタカー保管場所(以下「車両ステーション」という。)のうち借受希望場所及び返却場所、その他借受条件(以下「借受条件」という)を入力して予約の申込を行うものとします。
2. レンタカーの借受時間は、当社の営業時間内とします。
3. 当社は、会員からの申込があったときは、原則として、他の予約状況等を勘案し、可能な範囲内で、この予約に応じるものとします。
4. 第1項の借受条件を変更する場合には、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第12条 (貸渡)

1. レンタカーの貸渡手続きは、第11条の予約に基づきレンタカーを使用する都度、フロントにおいて、会員自らが会員カードにより、利用開始受付を行うことによって、レンタカーの指定を受けることにより完了するものとします。
2. 会員は、当社が配布する「ご利用の手引き」等の内容を熟知、承認の上、レンタカーの使用を行うものとします。

第13条 (決済手段)

1. 会員は利用料その他の債務を会員が当社に申し出たクレジットカード、もしくは収納代行業者が行う、指定口座からの引き落としにより支払うものとします。
2. 当社は前項の手段により決済できないときには、現金による支払を請求することができるものとします。

第14条 (決済)

1. 当社は毎月末日をもって当該月に発生した利用料その他の債務の額を締め、これを集計します。
2. 当社は前項に基づき算出された金額及びこれに係る消費税相当額等を各会員の決済カード会社、指定引き落とし口座に請求するものとします。
3. 会員は各自のクレジットカード会社、及び収納代行業者が別途定める支払条件に従い、支払うものとします。
4. 会員とクレジットカード会社の間において利用代金の支払を巡って紛争が発生した場合は、当事者間で解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
5. クレジットカード会社の規定により、当社が会員の決済カード会社に請求できない場合、及び収納代行業者の規定により、代行収納業者が会員の決済口座より引き落とし出来ない場合に会員は、利用代金及び付随費用を当社に支払うものとします。

第15条 (貸渡の解除)

1. 当社は、会員が貸渡期間中に次の各号の1に該当したときは、何らの通知及び催告をすることなく貸渡を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。
 - (1) この約款に違反したとき。
 - (2) 会員の責に帰する事由により交通事故を起こしたとき。
 - (3) 会員が第19条各号を保証しないあるいはできないとき。
2. 会員は、レンタカーが、会員が借り受ける前の瑕疵により使用不能となった場合には、貸渡を解除することができるものとします。

第16条 (不可抗力事由による貸渡の中途終了)

1. レンタカーの貸渡期間中において天災その他の不可抗力の事由により、レンタカーが使用不能となった場合には、貸渡は終了するものとします。
2. 会員は、前項に該当することとなったときは、その旨を当社に連絡するものとします。

第17条 (使用不能による精算)

1. 会員は、借受中において事故・盗難その他の事由によりレンタカーが使用できなくなったときは、当社への連絡時刻をもって利用終了とします。
2. 会員の責に帰する事由によるレンタカーの事故又は故障のため貸渡期間中に返還したときは、貸渡を終了したものとします。
3. 前項により貸渡を終了したときは、会員は別に定める料金を当社に支払うこととします。

第18条 (借受条件の変更)

1. 貸渡契約の成立した後、第11条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。
2. 当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第19条 (貸渡条件)

1. 会員は、借り受けに際して以下の事項を、当社に対し保証するものとします。
 - (1) レンタカーの運転に必要な資格の運転免許証を有していること。
 - (2) 酒気を帯びてないこと。
 - (3) 麻薬、覚醒剤、シンナー等による中毒症状等が一切ないこと。
 - (4) 予約に際して定めた運転者(会員)以外の者に運転させないこと。
 - (5) 6才未満の幼児を幼児用補助装置なしで同乗させないこと。
 - (6) 交通法規を遵守してレンタカーを運転すること。
 - (7) 過去の貸渡し(他のレンタカー事業者の貸渡しを含む)において、第42条1項に掲げる事項に該当する行為がないこと。

第4章 貸渡自動車

第20条 (開始日時等)

1. 当社は、第11条第1項で明示された開始日時及び借受場所で、第24条に定めるレンタカーを貸し渡すものとします。

第 21 条（貸渡方法等）

1. 当社は、会員が当社と共同して道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認したうえで当該レンタカーを貸し渡すものとします。
2. 当社は、前項の確認において、レンタカーに整備不良等を発見した場合には、交換等の処置を講ずるものとします。

第 5 章 貸渡料金

第 22 条（貸渡料金）

1. 当社が受領する第 14 条の貸渡料金は、レンタカー貸渡時において、地方運輸局運輸支局長及び沖縄総合事務局陸運事務所長に届け出て実施している料金表によるものとします。
2. 貸渡料金は、会員がレンタカーを借り受けしていた利用時間で算出されます。
3. 利用時間は、貸渡時刻と返却時刻の差をもって算出されます。
4. レンタカー借り受け・返却の際に、フロントで利用開始受け付け・利用終了受付を行わなかったときの利用時間は、別に定めるところにより算出します。
5. 算出された課金単位未満の時間は切り上げます。

第 23 条（貸渡料金改定に伴う処置）

1. 前条の貸渡料金を第 11 条による予約した後に改定したときは、前条第 1 項にかかわらず、予約のときに適用した料金表によるものとします。

第 6 章 責任

第 24 条（定期点検整備）

1. 当社は、道路運送車両法第 48 条の定期点検整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとします。

第 25 条（日常点検整備）

1. 会員は、借受け期間中、借り受けたレンタカーについて、毎日使用する前に道路運送車両法第 47 条の 2 に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

第 26 条（会員の管理責任）

1. 会員は、善良なる管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。
2. 前項の管理責任は、レンタカーの貸し渡し手続きが完了したときに始まり、返還手続きを完了したときに終わるものとします。
3. 会員は、第 1 項の注意義務を怠り、レンタカーを滅失、毀損した場合、ただちに当社に報告しなければなりません。

第 27 条（禁止行為）

1. 会員は、レンタカーの借受期間中、次の行為をしてはならないものとします。
 - (1) 当社の承認及び道路運送法に基づく許可等を受けることなく、レンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
 - (2) レンタカーを会員以外の者に使用させ、もしくは転貸し、又は他に担保に供する等当社の権利侵害、又は事業の障害となる一切の行為をすること。
 - (3) レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造もしくは変造し、又はレンタカーを改造もしくは改装をする等、その原状を変更すること。
 - (4) 当社の承認を受けることなく、レンタカーを各種テストもしくは競技に使用し、又は他車の牽引もしくは後押しに使用すること。
 - (5) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
 - (6) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーについて損害保険に加入すること。

第 28 条（貸渡証）

1. 会員は、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員から貸渡証提示の請求があったときは、当社に以下の項目について確認を求めるとします。
 - ア. 借受人の氏名又は名称及び住所。
 - イ. 運転者の氏名、住所、運転免許証の種類及び運転免許証の番号。
 - ウ. 貸渡自動車の登録番号又は車両番号。
 - エ. 貸渡日及び時間。
 - オ. 貸渡事務所（ステーション）、返還事務所（ステーション）。

第 29 条（運転者の労務供給の拒否）

1. 会員は、自動車の借受に付随して、当社から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることはできないこととします。

第 30 条（賠償責任）

1. 会員は、その責に帰する事故によりレンタカーに損傷を与えた場合には、当社に対してレンタカー修理期間中の営業補償として別に定める基準に従い、損害賠償金を支払うものとします。当社は、この額を料金表に明示します。
2. 前項に定めるほか、会員は、レンタカーを使用して第三者及び当社に損害を与えた場合には、その損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、会員の責に帰さない事由による場合を除きます。

第 31 条（駐車違反の場合の措置など）

1. 会員が貸渡期間中に借受車両に関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、会員は自ら駐車違反に係る反則金を納付し、及び当該駐車違反に伴うレッカー移動、補完等の諸費用を負担するものとします。

2. 警察から当社に対し駐車違反について連絡があった場合において、会員が当該駐車違反に係る反則金を納付せず、又は前項の諸費用を支払っていないときは、当社は当該納付又は支払いが完了するまでの間、レンタカーの返還を拒否できるものとします。
3. 前項の場合において、当社が返還を受けるまでの間については別に貸渡料金を申し受けます。
4. 本件違反を管轄する公機関からの法令等による会員の個人情報を提供することに同意するものとします。

第7章 事故・盗難時の措置等

第32条（事故処理）

1. 会員は、レンタカーの借受期間中に、当該レンタカーに係る事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定めるところにより処理するものとします。
 - (1) 直ちに事故の状況を当社に連絡すること。
 - (2) 当該事故に関し、当社及び当社が契約している保険会社が必要とする書類又は証拠となるものを遅滞なく提出すること。
 - (3) 当該事故に関し、第三者と示談又は協定をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。
 - (4) レンタカーの修理は、当社において行うものとし、会員自らが修理してはならないものとします。
2. 会員は、前項によるほか自らの責任において事故の解決に努めるものとします。
3. 当社は、会員のため当該レンタカーに係る事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

第33条（盗難）

1. 会員は、借受中にレンタカーの盗難が発生したときは、次に定める措置をとるものとします。
 - (1) 直ちに最寄りの警察に通報すること。
 - (2) 直ちに被害状況等を当社に報告すること。
 - (3) 盗難に関し当社及び当社が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

第34条（補償）

1. 当社は、レンタカーについて締結された損害保険契約及び当社の定める補償制度により、会員が負担した第30条第2項の損害賠償責任を次の限度内でてん補するものとします。
 - (1) 対人補償 1名限度額 無制限(自動車損害賠償責任保険も含みます)
 - (2) 対物補償 1事故限度額 無制限(免責額0万円)
 - (3) 車両補償 1事故限度額 時価額(免責額0万円)
 - (4) 搭乗者補償 1名限度額 1,000万円死亡 1,000万円
入院 6,000円/1日
通院 4,000円/1日
(入院、通院の補償期間は、事故発生日より180日を限度とします)
後遺障害 1,000万円を限度とします。
2. 前項に定める補償限度額を超える損害については、会員の負担とします。
3. 当社が第1項の対人補償限度額を超えて会員の負担すべき損害額を支払ったときは、会員は、直ちにその超過額を当社に弁済するものとします。

第35条（故障時の措置等）

1. 会員は、借受中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. 会員は、レンタカーの異常又は故障が会員の責に帰すべき事由によるときは、レンタカーの引き取り及び修理に要する費用を負担するものとします。この場合、会員は、当社への連絡時刻をもって利用終了したものとし、利用時間に相当する料金を支払うものとします。
3. 当社は、レンタカーの貸渡前に存した瑕疵により使用不能となった場合には、利用料を請求しないものとします。
4. 会員は、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害については、当社の帰責事由の有無を問わず、その賠償を請求できないものとします。

第36条（不可抗力事由による免責）

1. 当社は、天災・事故・盗難・その他の不可抗力の事由により、会員が借受時間内にレンタカーを返還することができなくなった場合には、これにより生ずる損害について会員の責任を問わないものとします。会員は、この場合、直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。
2. 会員は、天災・事故・盗難・他の会員による返却の遅れ・その他の不可抗力により、当社がレンタカーの貸渡ができなくなった場合には、これにより生ずる損害について当社の責任を問わないものとします。当社は、この場合、口頭及び電話にて直ちに会員に通知するものとします。

第8章 取消し、払戻し等

第37条（予約の取消し等）

1. 会員は、電話および貸出・返却受付により、予約を取り消すことができます。
2. 会員が予約取消をせず、予約した借受開始時刻を経過してもレンタカーの利用が開始されない場合は、予約利用時間分の請求をします。途中で予約取消の連絡があった場合は、利用終了の手続きが終わった時間分までの料金を請求いたします。

第38条（相殺）

1. 当社は、この約款に基づき会員に金銭債務を負担するときは、会員が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

第9章 返還

第39条（レンタカーの確認等）

1. 会員は、レンタカーを当社に返還するとき、通常の使用による摩耗を除き、借り受けた状態で返却するものとし、レンタカーの損傷、備品の紛失等が会員の責に帰すべき事由による場合、レンタカーを借り受けた状態とするために要する費用を負担するものとします。
2. 会員は、レンタカーの返却にあたって、レンタカー内に会員又は同乗者等の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について責を負わないものとします。

第40条（レンタカーの返還時期等）

1. 会員は、レンタカーを予約時に明示した返還日時までに返還するものとします。
2. 会員は、予約時の返還日時を超過したときには、別に定める超過料金を支払うものとします。
3. 会員は、予約利用終了時間を過ぎても返却しない場合、別に定めるところにより延長料金を含めた金額を当社に支払うものとします。

第41条（レンタカーの返還場所等）

1. レンタカーの返還は、借受時の車両ステーションにおいて、会員自らがレンタカーの施錠、及びカウンターにおける会員カードによる利用終了受付を行うことにより完了するものとします。
2. 会員が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3. 会員は、レンタカーを借り受けた車両ステーション以外でのレンタカーの返却はできません。会員は、借り受けた車両ステーションに返却するまでに課金されていることを予め理解していることとし、予約利用時間を越える利用になった場合は、別に定める延長料金を支払うこととします。但し、予約利用終了時間前に延長利用手続きをした場合は、この限りではありません。

第42条（レンタカーが乗り逃げされた場合の処置）

1. 当社は、貸渡期間満了のときから12時間を経過しても会員がレンタカーを返還せず、かつ当社の返還請求に応じないとき、又は会員が所在不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか、(社)全国レンタカー協会への乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。
2. 当社は、前項に該当することとなった場合には、あらゆる方法により、レンタカーの所在を確認するものとします。
3. 第1項に該当することになった場合、会員は第30条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人の探索に要した費用を負担するものとします。

第43条（信用情報の登録と利用の合意）

1. 会員は、前条に該当することとなったときは、客観的な貸渡事実に基づく信用情報が、(社)全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

第10章 雑則

第44条（個人情報の利用の同意）

1. 会員は、当社が下記の目的で会員の個人情報を利用することに同意するものとします。
 - (1)当社において取り扱う商品・サービス等あるいは、各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付・eメールの送付等により会員に案内すること。
 - (2)商品開発、顧客満足度向上策等の情報収集のため、会員にアンケート調査を実施すること。
2. 会員は、当社が下記(1)に記載した範囲において、会員の個人情報を(2)に記載の提供先へ提供することに合意します。但し、会員はいつでもこの個人情報の提供の停止を求めることができます。
 - (1)提供する情報:利用車種、用途、借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報及び会員の氏名・住所等の個人情報。
 - (2)提供先及びその利用目的
 1. 提供先:(株)アメリカンゴルフと情報提供契約を結んだシステム会社
提供先の利用目的:会員に、商品・サービス等についての情報を提供する等営業に関する案内・対応を行うため
 2. 提供先:(株)アメリカンゴルフと情報提供契約を結んだクレジット会社
提供先の利用目的:会員に、クレジット会社の加盟店契約に基づき、利用代金の請求をおこなうため

第45条（当社が駐車違反金を納付した場合の処置）

1. 会員が、所定の期間内に駐車違反に係わる反則金を納付せず、又は諸費用の支払いをしない場合において、当社がこれらの放置違反金又は諸費用を負担したときは、会員は当社に対しこれらの費用を賠償する責任を負い、当社の指定する支払方法、指定期日までに支払うものとし、期日までに支払われない時、当社は法的手続きにより賠償を求めることができるものとします。
2. 前項の場合において、その後も当社の定める期間内に前項の費用の支払いがなかったときは、当社は(社)全国レンタカー協会に対し、駐車違反関係費用未払の報告をする等の措置をとるものとします。

第46条（消費税）

1. 会員は、この約款に基づく金銭債務に課せられる消費税（地方消費税を含む）を別途当社に対して支払うものとします。

第47条（遅延利息）

1. 会員は、利用料その他の債務を、支払期日を過ぎてもなお履行しない場合支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年率14.6%の割合で計算される金額を遅延利息として、利用料金その他の債務と一括して、当社が指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

2. 前項の支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て当該会員の負担とします。

第 48 条（邦文約款の優先適用）

1. 邦文約款と英文約款の用語又は文章につき齟齬がある場合、邦文約款を正式のものとし、これを優先適用します。

第 49 条（契約の細則）

1. 当社は、この約款の実施に当たり、別に細則を定めることができるものとし、会員はこの細則を遵守するものとし、
2. 当社が細則を定めたときは、当社及びレンタカーの車内等に掲示するものとし、またこれを変更した場合も同様とします。

第 50 条（管轄裁判所）

1. この約款に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

第 11 章 法人会員についての特則

第 51 条（入会）

1. 法人が会員となろうとするときは、レンタカーの運転を行う者（以下、登録運転者といいます）を特定して入会を申し込むものとし、
2. 入会申込をなす法人の場合、第 3 条第 2 項の「会員」を「登録運転者」と読み替えます。
3. 当社は、登録運転者として承認する者を特定して、法人の入会を承認するものとし、登録運転者は複数名登録できます。
4. 法人会員については、第 4 条(3)は適用しないものとし、

第 52 条（会員カード）

1. 当社は、法人会員に対して、登録運転者 1 人について 1 枚の特定された会員カードを貸与します。

第 53 条（決済）

1. 法人会員の決済は、第 13 条及び第 14 条の規定によらず、別途定める方法により行うものとし、

第 54 条（責任）

1. 法人会員は、レンタカーの借受に関して、登録運転者の行為をすべて法人会員の行為とみなすことをあらかじめ承諾しているものとし、
2. 法人会員は、登録運転者の行為により生じる損害賠償義務をすべて法人会員の義務としてその責めに任ずることを承諾しているものとし、
3. 法人会員は、本約款上の会員としての義務をすべて負うものとし、

第 55 条（登録運転者の義務）

1. 登録運転者は、法人会員と共に第 19 条、第 25 条、第 27 条の定めを遵守するものとし、
2. 登録運転者は、自己の行為により生じる損害賠償義務について、法人会員と連帯してその責めに任ずるものとし、

附則 本約款は、平成 21 年 12 月 1 日から施行します。